

# 〇〇会社人権研修推進要綱

## 例1（本社）

（目的）

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権課題に対する企業の社会的責任を自覚し、基本方針にそって社内の推進体制を確立し、その解決に積極的、組織的に取り組むため、この要綱を定める。

（委員会の設置）

第2条 前条の目的を達成するため、〇〇会社人権研修推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（委員会の組織）

第3条 委員会には、委員長、副委員長2名を置き、委員長に社長を、副委員長に専務取締役及び労働組合執行委員長をもってあてる。

2 委員は、各課(室)の長及び労働組合執行委員をもってあてる。

3 委員長は、前項に定める者のほか、必要と認める者を委員に委嘱することができる。

4 委員会の事務局は総務課に置き、総務課長を事務局長(公正採用選考・人権啓発担当者)とする。

（委員会及び委員の任務）

第4条 委員会は、次の各号に掲げる任務を遂行する。

(1) 人権研修の進め方、公正な採用選考、その他労務管理に関する研究及び点検を行うこと。

(2) 同和問題をはじめとする様々な人権課題について正しい理解と認識をもつための研修計画の策定と推進、成果の点検並びに教材・啓発資料等の作成整備を行うこと。

(3) 行政機関や関係団体等との積極的な連携を図ること。

(4) その他、この要綱の目的達成のために必要な事項の検討を行うこと。

2 委員は、担当職場の代表として、明るく働きがいのある職場にするために課題を発掘し、その解決のため職場又は委員会で研究討議し、環境改善の推進に努めるものとする。

（委員会の開催）

第5条 委員会は委員長が招集し、四半期毎に1回の定例会議を開催する。

2 前項の定例会議のほか、委員長の判断に基づき、必要に応じて臨時に会議を招集することができる。

3 委員長は、委員会の効果的な運営のため、社外から指導者を招へいすることができる。

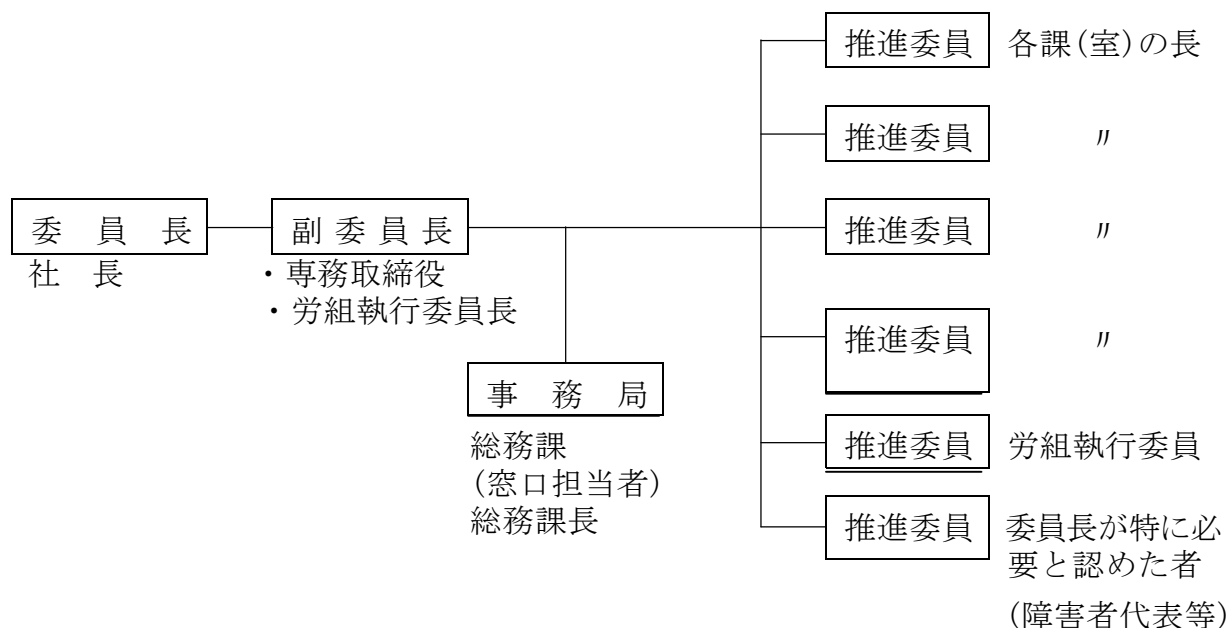
（要綱の改廃）

第6条 この要綱の改廃は、委員長が提案し、委員会で決定する。

付 則

1. この要綱は、平成 年 月 日から施行する。

【〇〇会社人権研修推進委員会組織図】



例2 (支社、支店、事業所等)

1. 基本方針

人間尊重を基本とした正しい企業活動は、当社の企業理念(注1)に含まれるものであり、企業の社会的責任としての同和問題をはじめとする様々な人権課題の早期解決と、人権が尊重される働きがいのある明るい職場づくりのために当社としての人権研修を推進することを目的とする。

(注1)企業理念【抜粋】

『私達は人とのふれあいを深め、〇〇〇を基軸として地球の未来づくりに貢献します。』

私達は、(株)〇〇〇〇とつながりのある、すべての人々と心の通った交流を深めることにより、相互信頼を築き、人とのふれあいから多くのものを学び成長します。

2. 推進の方法

前項の基本方針に基づいて具体的に推進する内容は、公正な採用選考と同和問題をはじめとする人権研修を柱として、それらを円滑に推進するために推進組織を設置する。

3. 公正な採用選考と雇用促進

企業が果たさなければならない役割に職業選択の自由を保障することがあり、そのための公正な採用選考であることを認識し雇用の促進を含めて人事担当部門で採用選考について正しい認識を深めて計画、募集、選考、決定を行うこととする。

4. 推進組織

会社幹部をはじめ、従業員の人権研修の内容が深まりみんなのものになるために労使一体となり、又、関連協力会社も一体となって推進委員会を組織する。

推進委員会の機構は付図のとおりとする。

それぞれの役割は次のとおりとする。

- ① 委員長(製造所長)は推進委員会を統括する。
- ② 副委員長2名(総務部長、労組支部委員長)は委員長を補佐するとともに委員長が不在のときには、委員長に代わり職務を遂行する。
- ③ 推進委員(各部門代表者)は委員会において、研修内容の研究、計画及び点検等を行う。
- ④ 事務局(総務課)は研修を円滑に実施するための事務処理、資料提示及び外部関係機関等との連携、情報収集等を行う。
- ⑤ 職場推進員(①②③以外の部課長)及び協力会社推進員(協力会社代表)は、推進委員会で計画された研修で職場(協力会社含む)ごとに行うものについて推進役となる。
- ⑥ 上記①から⑤までの各委員の氏名は別表1にて明示する。

## 5. 教育

会社幹部をはじめ、全従業員及び協力会社社員が同和問題を正しく理解することと、人権意識を高めることで同和問題をはじめ、あらゆる差別をなくし、職場の環境を改善することを目的に同和教育を行う。

その内容は講演、視聴覚教材、話し合い、図書での教育とし、階層別(幹部、管理職リーダー、職場毎、新入社員など)に行うこととする。

具体的な方法、内容及び計画は推進委員会で検討する。

### 5. 1 基本計画

同和問題をはじめとする様々な人権課題を正しく理解し、人権意識を高める教育を階層ごとの立場に応じて計画的に行う。

#### ① 推進委員会

推進委員の任務を果たすため4回/年の委員会を開催する。

問題の本質、現状の課題など核心的な学習をその都度行う。

#### ② 職場推進員研修

推進委員会で計画された学習会を職場に展開するための研修を行う。(4回/年)

#### ③ 職場研修

職場推進員をリーダーとして同和問題の正しい理解、職場での人権等身の回りを中心とした学習を行う。

#### ④ 新入社員研修

配属前研修のカリキュラムに人権研修を入れて行う。

#### ⑤ 部外研修への出席

各階層を対象に開催される関係機関、団体の研修には積極的に出席し知識を深める。

### 5. 2 関係協力会社の研修(教育)

当社の教育方針に沿って協力会社の代表が推進員となり協力会社の実情にあった研修を行う。

研修の実施については当社事務局が助言を行う。

当社の研修のうち、推進委員会研修には各社の幹部が受講し、推進員研修には代表者が受講する。

## 6. 地域社会との交流、協調連帯

企業は地域社会の一員であるとの自覚のもと、行政機関や関係団体、他企業などとの連携を密にして研修の受講、情報交換、収集に努めるとともに地域社会と交流連帯して、同和問題をはじめとする様々な人権課題の早期解決に努める。

## 7. 改 廃

この内規の改廃は製造所長が決定する。

付 図 (株)〇〇〇〇事業所

### 人 権 研 修 推 進 組 織 図

